

平成 20 年 9 月 5 日

各 位

大 阪 市

### 預けの防止対策について

大阪市では、平成 20 年 6 月 5 日に大阪市不適正資金問題調査検討委員会から大阪市長に提出された「不適正資金問題調査報告書」に基づき、預けの防止対策として以下の措置を行うこととしましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 納品の履行確認体制の強化

各所属における検査職員の指定等において、体制の強化を図ります。

また、検査調書の作成を省略した契約については、契約相手方から納品書又は納品書に準ずる書類の提出を求めることとし、それらを検査職員が確認のうえ、保管します。

##### 2. 特定業者との不適正な関係を生み出さないような業者選定

予定価格が 20 万円以下の工事の請負並びに予定価格が 10 万円以下の工事以外の請負及び物品の買入に係る契約については、比較見積によらないことができるものとして、いわゆる少額特名随意契約の運用をしていますが、今後は、2 名以上からの見積書徴取を基本方針とします。

##### 3. 特名随意契約の結果公表

随意契約のうち、比較見積によらない場合（特名随意契約）は、各所属ホームページ上において、その結果を定期的に公表するものとします。

##### 4. 預けに関与した取引事業者への対応

今後、預けに関与した取引事業者に対しては、大阪市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を行います。

##### 5. 適用時期

この措置は、平成 20 年 10 月 1 日以降に発注する契約から順次適用します。

ただし、4. の指名停止措置については、平成 20 年 9 月 5 日以降に発注する契約から適用します。

以上